

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現 状

(1) 地域の災害リスク

【美里町】

(洪水：ハザードマップ)

美里町のハザードマップによると、想定最大規模の降雨があった場合、一部の高台を除き、大半の地域で浸水が想定されている。特に下流域では、最大10mの浸水が想定されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

美里町のハザードマップによると、蜂谷森公園南側、小牛田公園南東側、鳥谷坂地区、小島地区のそれぞれ一部、美里町に接している東松島市西福田字鱗が急傾斜地崩壊のおそれがあるエリアとなっている。また、練牛字新清水前は土石流発生のおそれがあるエリアとなっている。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、大半の地域で震度6弱以上の地震が今後30年間で26%以上の確率で発生すると言われている。

(原子力災害)

東日本大震災による福島県で発生した福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、美里町では女川原子力発電所のUPZ範囲内の地域に限らず、全地域を対象に「美里町原子力災害避難計画」を策定している。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように、新たなウイルス感染症がまん延した場合は、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、美里町においても多くの町民の生命及び健康に影響を与えるおそれがある。

【涌谷町】

(洪水：ハザードマップ)

涌谷町は江合川の流域に位置しており、低地であることから想定最大規模の降雨を想定した場合、山側を除けばほぼ全域において、浸水が想定されている。

また、内水氾濫も発生しやすい地形であり、大雨のたびに道路冠水が発生している。

(土砂災害：ハザードマップ)

涌谷町内では土砂災害警戒区域が多く指定されており、山側に関しては、土砂災害が生じる恐れがあるエリアが多くなっている。

また、今までは土砂災害の被害に関する記録は少なかったが、近年の短時間豪雨により、土砂災害の発生が増えている。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、半分の地域で震度6弱以上の地震が今後30年間で26%以上の確率で発生すると言われている。

なお、涌谷町の場合は、大きな地震が発生した場合は、箕岳地域の大谷地地区の揺れが大きくなることが想定される。

(原子力災害)

涌谷町では、大谷地・短台地区が、女川原子力発電所から30km圏内に入っており、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）として定められている。

原子力発電所の事故により、放射性物質が放出された場合、多くの町民の健康に重大な影響を与える恐れがあるとともに、風評被害等による影響も想定される。

(感染症)

新型インフルエンザは10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように、新たなウイルス感染症がまん延した場合は、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、急速なまん延により、涌谷町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者数 1,399名
- ・ 小規模事業者数 1,005名

「令和3年経済センサス活動調査 事業所に関する集計」をもとに独自集計

【美里町】

業種	商工業者数	小規模事業者数	状況
C 鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	該当事業所なし
D 建設業	94	90	町内全域に分散
E 製造業	74	57	町内全域に分散
F 電気・ガス・熱供給・水道業	3	3	町内全域に分散
G 情報通信業	3	3	町内全域に分散
H 運輸業、郵便業	27	19	町内全域に分散
I 卸売業、小売業	187	115	町内全域に分散
J 金融業、保険業	7	3	小牛田駅周辺に多く立地
K 不動産業、物品賃貸業	29	26	町内全域に分散
L 学術研究、専門・技術サービス業	27	21	町内全域に分散
M 宿泊業、飲食サービス業	80	64	小牛田駅周辺に多く立地
N 生活関連サービス業、娯楽業	97	84	町内全域に分散
O 教育、学習支援業	54	33	町内全域に分散
P 医療、福祉	96	33	小牛田駅周辺に多く立地
Q 複合サービス事業	11	5	町内全域に分散
R サービス業 (他に分類されないもの)	65	47	町内全域に分散
合計	854	603	

【涌谷町】

業種	商工業者数	小規模事業者数	状況
C 鉱業，採石業，砂利採取業	0	0	該当事業所なし
D 建設業	76	75	町内全域に分散
E 製造業	47	38	町内全域に分散
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	町内全域に分散
G 情報通信業	0	0	該当事業所なし
H 運輸業，郵便業	9	6	町内全域に分散
I 卸売業，小売業	141	94	町内全域に分散
J 金融業，保険業	5	1	町中心部に多く立地
K 不動産業，物品賃貸業	19	15	町内全域に分散
L 学術研究，専門・技術サービス業	16	13	町内全域に分散
M 宿泊業，飲食サービス業	55	40	町内全域に分散
N 生活関連サービス業，娯楽業	61	53	町内全域に分散
O 教育，学習支援業	24	12	町内全域に分散
P 医療，福祉	40	16	町中心部に多く立地
Q 複合サービス事業	6	2	町内全域に分散
R サービス業 (他に分類されないもの)	45	36	町内全域に分散
合計	545	402	

(3) これまでの取組

1) 美里町の取組

- ・美里町地域防災計画の策定
- ・防災訓練の実施
- ・水、食料その他物資の備蓄及び確保
- ・美里町洪水・土砂災害ハザードマップの作成
- ・防災行政無線の設置及び運用
- ・美里町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・美里町原子力災害避難計画の策定
- ・災害時の応援・協力に関する協定の締結

協定等の名称	締結先
東松島市・美里町消防相互応援協定	東松島市
石巻市・美里町・涌谷町消防相互応援協定	石巻市
	涌谷町
災害時における消火用水等の供給応援協力に関する協定	大崎生コンクリート協同組合
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省 東北地方整備局
災害時における足立区と宮城県美里町との相互応援に関する協定	東京都足立区
災害時における東松島市と美里町との相互応援に関する協定	東松島市
災害時における宮城県遠田郡美里町と福島県大沼郡会津美里町との相互応援に関する協定	福島県大沼郡会津美里町

災害時における兵庫県豊岡市と宮城県美里町との相互応援に関する協定	兵庫県豊岡市
大規模災害時における施設の使用に関する協定	遠田警察署
災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定	宮城県教育委員会
災害時における宮城県立支援学校小牛田高等学園校舎等の避難所利用等についての覚書	宮城県立支援学校小牛田高等学園
災害時における山形県最上町と宮城県美里町との相互応援に関する協定	山形県最上町
水災害時における施設の一部使用に関する協定	遠田消防署
災害時における宮城県南郷高等学校校舎の避難所利用についての覚書	宮城県南郷高等学校
災害時における宮城県小牛田農林高等学校校舎の避難所利用についての覚書	宮城県小牛田農林高等学校
大規模災害時における建築物等の解体撤去等の協力に関する協定	宮城県解体工事業協同組合
災害発生時における支援活動に関する協定	遠田商工会(美里町商工会)
災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター
災害時における救援物資の提供に関する協定	株式会社ヨークベニマル
緊急物資の輸送に関する協定	公益社団法人 宮城県トラック協会大崎支部
災害時における救援物資の供給に関する協定	株式会社ウジエスーパー
災害時における電気復旧工事等応急対策の協力に関する協定	古川電気工事協同組合
災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定	宮城県大崎地区LPガス協議会 一般社団法人 宮城県LPガス協会
災害時における物資供給に関する協定	尾西食品株式会社宮城工場
災害時における物資供給に関する協定	レンゴー株式会社新仙台工場
災害時における物資供給等に関する協定	株式会社環境開発公社エムシーエム
災害時の協力に関する協定	東北電力ネットワーク株式会社古川電力センター
災害時における物資供給に関する協定	三協フロンテア株式会社仙台支店
災害時における飲料水等の提供協力に関する協定	株式会社アペックス
災害時等における電動車両及び給電装置の貸与に関する協力協定	宮城三菱自動車販売株式会社
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社
災害時等での施設利用の協力に関する協定	株式会社ダイナム
災害時における災害廃棄物等の処理の支援に関する協定	有限会社幸和
災害時における応急対策業務に関する協定	有限会社ケー・イー・アイ
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	株式会社あさの ダスキンレントオール石巻ステーション
災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	佐川急便株式会社
女川原子力発電所に係る登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町の住民の安全確保に関する協定	東北電力株式会社
「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書」に係る覚書	宮城県
原子力災害時における宮城県美里町民の広域避難に関する覚書	山形県新庄市
	山形県金山町
	山形県舟形町
	山形県真室川町
	山形県大蔵村
	山形県鮭川村
	山形県戸沢村
山形県最上町	
原子力災害時における住民の広域避難に関する協定	石巻市
災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	社会福祉法人美里町社会福祉協議会

2) 涌谷町の取組

- ・ 涌谷町地域防災計画の策定
- ・ 涌谷町防災マップの策定
- ・ ため池ハザードマップの策定
- ・ 涌谷町内水ハザードマップの策定
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 防災無線の設置及び防災行政無線メール配信サービス「涌谷町すぐメール」の運用
- ・ 各行政区へ投光器及び発電機の配備
- ・ 災害時の応援・協力に関する協定の締結

協定等の名称	・ 協定の締結先（自治体、企業、団体等の名称）一覧。 ・ 協定締結先が複数ある場合あり
災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	佐川急便株式会社
災害時等における電動車両及び給電装置の貸与に関する協力協定	宮城三菱自動車株式会社
災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定	株式会社ヨークベニマル
災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定	株式会社薬王堂
災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定	D C M株式会社
災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定	あら茶屋
災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定	株式会社山周
災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定	株式会社最上商店
災害時における応急措置等に関する協定	岡村建設有限会社
災害時における段ボール製品の供給に関する協定書	今野梱包株式会社
災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定書	みやぎ生活協同組合
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン
災害時における燃料等の供給協力に関する協定	涌谷町石油組合
災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定	宮城県大崎地区LPガス協議会、一般社団法人宮城県LPガス協会
災害時における水道の応急活動に関する協定	涌水会
災害時における応急措置等に関する協定	株式会社白岩建設
災害時における応急措置等に関する協定	株式会社内海土木
災害時における応急措置等に関する協定	株式会社寒澤建設
災害時における応急措置等に関する協定	有限会社鈴木土建
災害時における応急措置等に関する協定	株式会社菊森建設工業
災害時における応急措置等に関する協定	株式会社大澤建設
災害時における応急措置等に関する協定	有限会社後藤建業
災害時における応急措置等に関する協定	株式会社大崎緑化
災害時における応急措置等に関する協定	有限会社大地環境企画
災害時における応急措置等に関する協定	有限会社若寿造園興業
農業集落排水施設災害対策応援に関する協定	地域資源循環環境センター
災害時における施設利用協力に関する協定	東北電力株古川営業所
災害発生時における福祉避難所の設営運営に関する協定	涌谷町社会福祉協議会
友好協定	山形県大石田町
緊急物資の輸送に関する協定	公益社団法人宮城県トラック協会大崎支部
災害時における一時避難所としての使用に関する協定	アルプス電気株式会社 涌谷工場
災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定	宮城県教育委員会教育長
災害時における電気復旧工事等応急対策の協力に関する協定	古川電気工事協同組合
災害時相互応援協定	東大寺建立にかかわった市町村サミット実行委員会の構成市町

災害時におけるバス車両による緊急輸送に関する協定	富士交通株式会社
福祉避難所設置及び管理運営に係る協力に関する協定	特別養護老人ホーム万葉苑えわくや
災害時における福祉避難所の設置に運営に関する協定	社会福祉法人共生の森
災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定	蔵王リース株式会社
災害時における避難場所と食料等の供給協定	株式会社菅野食品
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省東北地方整備局
大規模地震時における避難所応急危険度判定に関する協定書	社団法人宮城県建築士会大崎支部
災害時における放送要請に関する協定書	特定非営利活動法人おおさきエフエム放送
災害時におけるアマチュア無線による情報収集及び伝達の協力に関する協定書	涌谷町ハムクラブ
鳴子ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書	国土交通省東北地方整備局鳴子ダム管理所
大崎地方消防相互応援協定書	宮城県 大崎市、宮城県 美里町、宮城県 加美町 宮城県 色麻町
石巻市・美里町・涌谷町消防相互応援協定書	宮城県 石巻市、宮城県 美里町
登米市涌谷町消防相互応援協定書	宮城県 登米市
災害時における涌谷町内郵便局、涌谷町間の協力に関する覚書	涌谷郵便局
災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定書（災害時物資支援等協力協定）	イオンスーパーセンター株式会社
非常時における飲料供給に関する覚書	ダイドードリンコ株式会社

3) 遠田商工会の取組

① 事業者BCPに関する国の施策等周知

専門家派遣事業やBCP支援ガイドブック等中小企業庁等から全国商工会連合会を通じて案内があった施策等を周知している。

② BCPセミナーの開催及び案内、参加勧奨

令和4年度にセミナーを実施したほか、宮城県や県連合会が実施するBCPセミナーへの案内及び参加勧奨を行っている。

③ 災害復旧補助金の申請等支援

令和元年度被災事業者再建事業「持続化補助金台風19号、20号及び21号型」等補助金が出た際に周知及び申請、補助事業実施に対するアドバイス等の支援を行っている。
また、災害復興資金の周知及び融資あっせんを行っている。

④ 大規模災害対策マニュアルの策定

平成20年度に県連合会主導により大規模災害対策マニュアルを作成し、平成23年度に合併に伴い全面改正を行い、毎年見直しを行っている。

⑤ 災害リスクに備える共済、保険の加入推進

災害による損害の補填や休業時の資金確保等を目的として、宮城県火災共済協同組合と連携した総合火災共済（洪水・高潮・土砂崩れも補償範囲）や地震危険補償特約、商工会のスケールメリットを活かして低廉な保険料で加入できるビジネス総合保険等の加入推進を行っている。

II 課題

1. 事業者のBCP策定状況

令和3年度に商工会が実施したアンケート調査によると、「策定している(7.9%)」「今後策定したい(38.2%)」「策定の予定はない(40.1%)」「わからない(13.8%)」となっており、BCP策定の重要性を理解しつつも策定まで至っていない。また、一方で関心がない事業者も相当数存在しており、二極化が進んでいる。

2. 職員の策定支援スキル

BCP策定に関心のある地域内小規模事業者は存在するものの、策定支援の実績が少なく、専門知識や経験を持った人員に限られる。また、共済・保険に対する助言を行える職員も不足している。

3. 応急対策に関する町との連携

商工会では大規模災害マニュアルにおいて、交通手段等により出勤できない職員は、自宅から最寄りの商工会事務所を訪問と定めており、発災時に十分な人員が確保できない可能性がある。また、同マニュアルにおいて収集した情報を町へ随時報告すると定めているが、具体的内容については定めがない。

4. 感染症対策

地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するといった取り組みについて十分な周知を行ったとは言えない。また、職員の感染により商工会の支援機能が停止することのないよう、テレワークやスプリットオペレーション等を行うための作業データのクラウド化や知識の共有が進んでいない。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、商工会、美里町及び涌谷町との間における被害情報報告共有ルートを構築する。
- ・月1回実施している経営指導員の会議において、本事業の進捗を確認・共有するとともに、個社の支援方法等を検討する機会を設け資質向上に務める。その他、外部研修等の機会があれば受講を勧奨する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮城県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和6年9月1日～令和11年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

遠田商工会と涌谷町、美里町において、役割分担、体制を整理して以下の事業を実施する。

〈 1. 事前の対策 〉

地域の防災計画に基づき、本計画と整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回時に、事業所立地場所の自然災害等や感染症のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ、チラシ等により、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険・傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険や生命保険・傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・巡回やセミナー、チラシ等の情報提供により、事業者BCP策定を希望する事業者に対し、伴走型の策定支援を行う。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

商工会では、平成23年に大規模災害マニュアルを作成しており、変更がある場合、その都度修正し、常に最新版としている（詳細は別紙参照）。

3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶあいおいニッセイ同和損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険・傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・商工会の支援により策定した事業者BCPについて改善・見直し等のアドバイスを行う。
- ・商工会及び美里町、涌谷町の担当者による会議を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、美里町・涌谷町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

〈 2. 発災後の対策 〉

自然災害等による発災時には、人命救助を第一として対応する。

その上で、対策本部を設置し、職員の状況確認、管内の被害状況等の把握を行い、美里町・涌谷町等関係機関への連絡・情報共有を行うことで、発災後の対応方針決定に寄与する。

なお、遠田商工会における対策本部設置の要件は、本会地区に震度6弱以上の地震又は会長が大規模災害と認めた災害が発生したときとする。

会長不在時には副会長が、会長及び副会長が不在時には筆頭理事若しくは役職の高い者（以下「会長等」という。）が判断する。

【災害対策本部の組織体制と業務】

対策本部全体	危機管理対応の職場内調整 突発的事案の対応 被災会員事業所の状況等の情報収集と発信 基本行動要領の決定と指示
本部長 (会長)	危機管理対応方針の決定 危機管理対策の全般統括
地区対策本部長 (副会長・地区長)	対策本部との連絡調整 危機管理対応の支部内調整 支部内商工会の情報収集 対策本部決定方針の支部への徹底
本部長代行 (事務局長・参事)	本部長の補佐、職員の出勤体制の決定 行政及び県連への報告、最優先業務の決定 平時体制移行の決定、その他全体的な事項
副本部長 (経営支援課長・副参事)	本部長及び本部長代りの補佐
責任者 (各事業所責任者)	職員の状況確認（自宅の状況、通勤困難、帰宅困難者等） 対策本部の設営、本所・支所（事業所）との連絡調整 会員支援項目の立案、重要書類の保全
情報収集担当員	責任者の補佐、役員並びに会員の被災状況調査及び集計 職員及びその家族の安否確認並びに各商工会情報の収集
支部役員	支部の被害状況報告

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
大規模災害対策マニュアルに基づく緊急連絡網を活用し安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を確認し、商工会と美里町、涌谷町で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、美里町及び涌谷町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・役職員の安否確認や被害状況の把握後に、商工会と美里町、涌谷町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

【被害規模の目安は以下を想定】

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない

※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

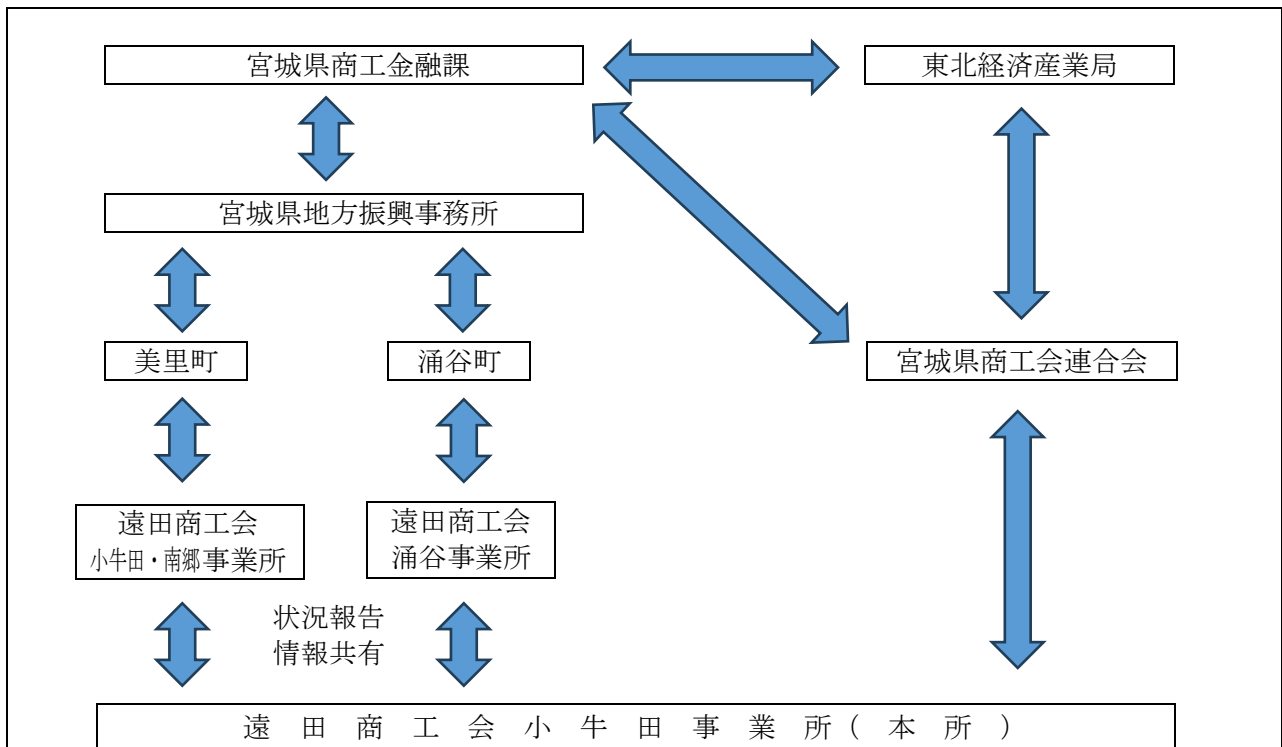
- ・本計画により、商工会と美里町・涌谷町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	2日に1回共有する
1ヶ月以降	3日に1回共有する

- ・美里町及び涌谷町で取りまとめた「例：美里町・涌谷町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

く 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ① 商工会は被害情報を迅速に把握できる指示命令系統を構築し、美里町・涌谷町及び宮城県、宮城県商工会連合会に報告する。
※被害情報については、指示命令系統を構築後、商工会情報収集担当職員が中心となり、迅速な情報収集に努める。
- ② 商工会は自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行う仕組みを構築する。具体的には、美里町・涌谷町からの円滑な災害の発生状況に関する情報を受けつつ、事業者に関する被害状況を確認し、報告する情報共有体制の構築を行う。
- ③ 自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ④ 商工会と美里町・涌谷町は被害状況の確認方法や被害額（建物、備品、商品等）の算定方法について、訓練等を実施の上、あらかじめ確認する。
※美里町・涌谷町には町ごとに区分し、宮城県作成の被害状況調査票で報告する。なお、報告についても、あらかじめ訓練等を実施する。
- ⑤ 商工会と美里町・涌谷町が共有した情報を、美里町・涌谷町から県地方振興事務所へ報告する。
- ⑥ 感染症流行の場合、国や宮城県からの情報や方針に基づき、商工会と美里町・涌谷町が共有した情報を宮城県の指定する方法にて商工会又は各町から宮城県へ報告する。



※被害状況に関する各町との連絡窓口は各事業所が行い、商工会小牛田事業所（本所）に情報を集約し共有する。また、宮城県商工会連合会への報告は商工会小牛田事業所（本所）が行う。
 ※商工会施設の被災状況により小牛田事業所が機能しない場合は、涌谷事業所が当該機能を担う。

【商工会事務所 連絡先】

- ・ 小牛田事業所（本所） 美里町牛飼字御蔵新田 93-4 TEL : 0229-33-2309 Fax : 0229-33-3386
- ・ 南郷事業所 美里町木間塚字夫婦沼東 25 TEL : 0229-58-0314 Fax : 0229-58-2151
- ・ 涌谷事業所 涌谷町字新町裏 110 TEL : 0229-43-3450 Fax : 0229-43-3341

【関係市町村・団体 連絡先】

- ・ 美里町 産業振興課 商工観光室
美里町牛飼字御蔵新田 93-4 TEL : 0229-25-3329 Fax : 0229-25-3653
- ・ 涌谷町 産業振興課 商工観光班
涌谷町字新町裏 153-2 TEL : 0229-43-2119 Fax : 0229-42-3313
- ・ 宮城県商工会連合会
仙台市青葉区上杉一丁目 14 番 2 号 TEL : 022-225-8751 Fax : 022-265-8009

〈 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 〉

- ・相談窓口の開設方法について、美里町及び涌谷町と相談する（遠田商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認するとともに、必要に応じて事業継続力強化の取組状況や経営状況についても確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、又はそのおそれがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

〈 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 〉

- ・宮城県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を宮城県商工会連合会等に相談する。

〈 6. 地域防災計画との連携（位置づけ等） 〉

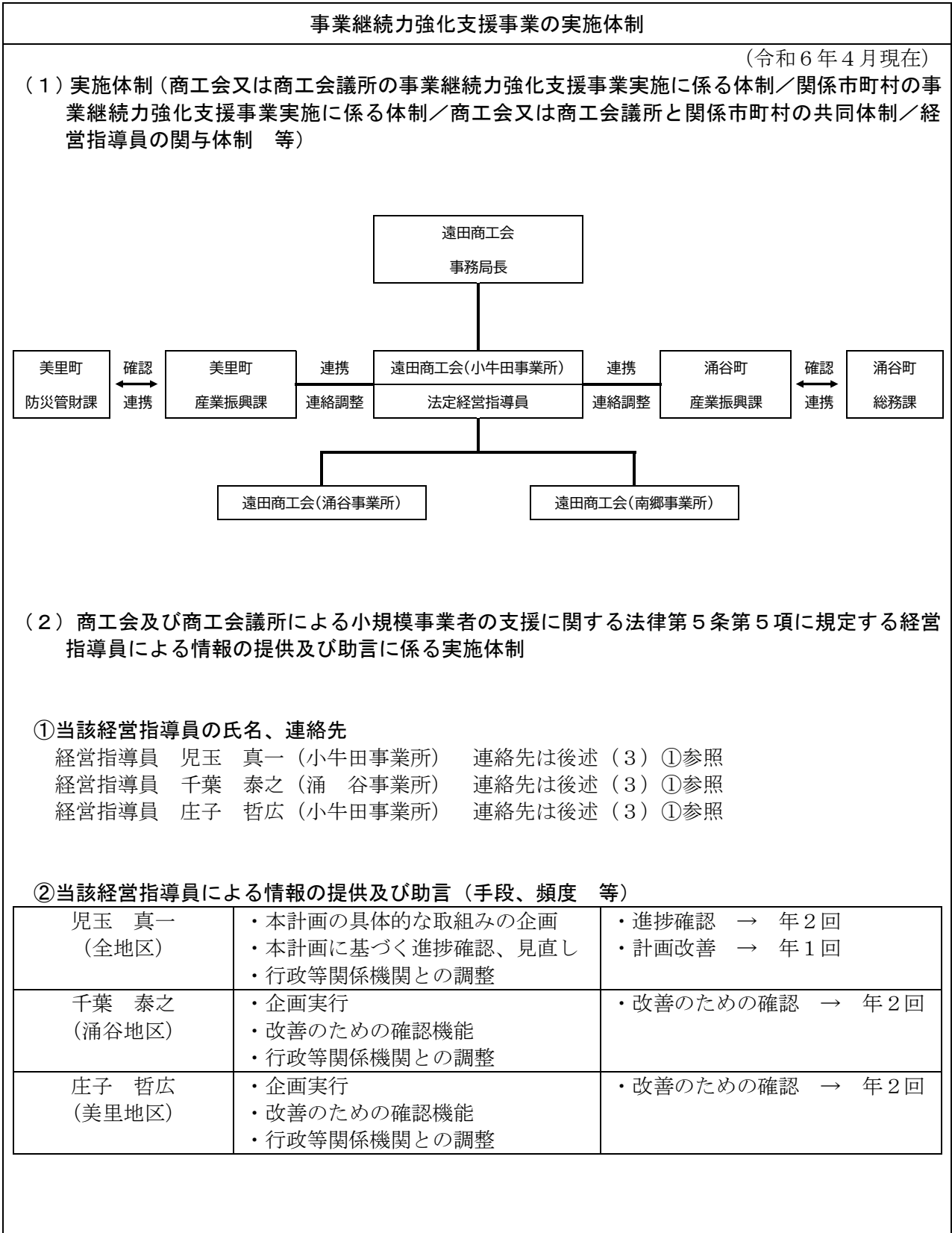
- ・美里町及び涌谷町の地域防災計画に基づいて、物価安定や救助用物資、復旧資材の確保等について協力する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮城県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

遠田商工会	小牛田事業所	〒987-0004 宮城県遠田郡美里町牛飼字御蔵新田 93-4 TEL : 0229-33-2309 / FAX : 0229-33-3386 E-mail : toda_sci@office.miyagi-fsci.or.jp
	涌谷事業所	〒987-0114 宮城県遠田郡涌谷町字新町裏 110 TEL : 0229-43-3450 / FAX : 0229-43-3341 E-mail : wakuya_scig@office.miyagi-fsci.or.jp
	南郷事業所	〒989-4205 宮城県遠田郡美里町木間塚字夫婦沼東 25 TEL : 0229-58-0314 / FAX : 0229-58-2151 E-mail : nango_scig@office.miyagi-fsci.or.jp

②関係市町村

美里町	産業振興課 商工観光室	〒987-8602 宮城県遠田郡美里町牛飼字御蔵新田 93-4 TEL : 0229-25-3329 / FAX : 0229-25-3653 E-mail : kanko@town.misato.miyagi.jp
	防災管財課	〒987-8602 宮城県遠田郡美里町北浦字駒米 13 TEL : 0229-33-2142 / FAX : 0229-33-2319 E-mail : bosai@town.misato.miyagi.jp

涌谷町	産業振興課 商工観光班	〒987-0192 宮城県遠田郡涌谷町字新町裏 153-2 TEL : 0229-43-2119 / FAX : 0229-42-3313 E-mail : gr-shoukou@town.wakuya.miyagi.jp
	総務課 防災交通班	〒987-0192 宮城県遠田郡涌谷町字新町裏 153-2 TEL : 0229-43-2111 / FAX : 0229-43-2693 E-mail : gr-somu@town.wakuya.miyagi.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
セミナー開催費	150	150	150	150	150
パンフ、チラシ作成費	50	50	50	50	50
防災、感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、美里町補助金、涌谷町補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。